

流域治水協議会での検討事項と 今後の進め方(案)

目 次

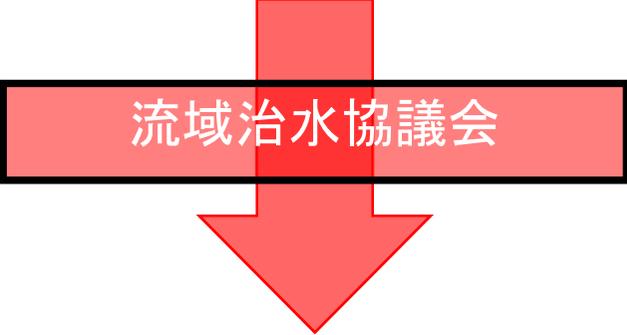
1. 流域治水プロジェクトについて
2. 流域治水協議会について
3. 菊川流域治水協議会 構成員について
4. 流域治水プロジェクト(対策事例)
5. 流域治水協議会での検討事項と今後の進め方

流域治水プロジェクトについて

【背景】

- 令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨など近年激甚な水害が頻発
- さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化、頻発化が予測
- このような水害リスク増大に備えるために、河川・水道等の管理者が主体となって行う対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることが必要

流域治水プロジェクトを示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速していくことが、国土交通省「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」において示される。



流域治水協議会

【目的】

菊川流域全体で緊急的に実施すべき流域治水の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進

菊川流域治水協議会について

【協議会の目的】

近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめとした激甚な水害が発生するなど、気候変動により、水害が激甚化・頻発化している。

このため、菊川流域において、あらゆる関係者が協働して「流域治水」(流域全体で水害を軽減させる治水対策)を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

【協議会の実施事項】

1. 菊川流域で行う流域治水の全体像の検討及び共有
2. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「菊川流域治水プロジェクト」の策定と公表
3. プロジェクトの各対策における実施目標期間の設定
4. 「菊川流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
5. その他、流域治水に関して必要な事項

菊川流域治水協議会 構成員について

【協議会の構成員】

機 関	構成員	
	役 職	氏 名
掛川市	市 長	松井 三郎
菊川市	市 長	太田 順一
静岡県 袋井土木事務所	事務所長	古梶 隆宏
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所	事務所長	吉田 敏章

※敬称略

流域治水プロジェクト(対策事例)

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ

集水域
(雨水貯留機能の拡大)
 雨水貯留浸透施設の整備、田んぼやため池等の高度利用
 ⇒ 県・市、企業、住民

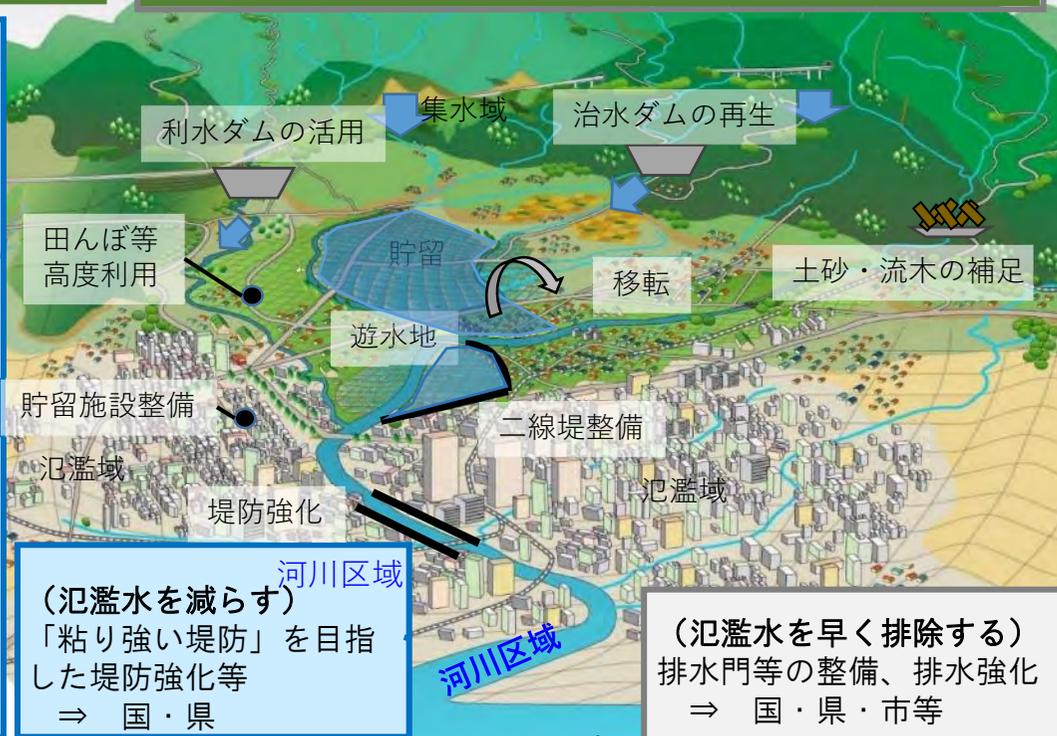
② 被害対象を減少させるための対策

集水域/氾濫域
(リスクの低いエリアへ誘導・住まい方の工夫)
 土地利用規制、誘導、移転促進
(氾濫範囲を減らす)
 二線堤の整備、自然堤防の保全
 ⇒ 市、企業、住民
 ⇒ 国・県・市

③ 被害の軽減・早期復旧・復興

氾濫域
(土地のリスク情報の充実)
 水害リスク情報の空白地帯解消、多段型水害リスク情報を発信
 ⇒ 国・県
(避難体制を強化する)
 長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握
 ⇒ 国・県・市
(経済被害の最小化)
 工場や建築物の浸水対策、BCPの策定
 ⇒ 企業、住民
(住まい方の工夫)
 不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進
 ⇒ 企業、住民
(被災自治体の支援体制充実)
 官民連携によるTEC-FORCEの体制強化
 ⇒ 国・企業

(流水の貯留) 河川区域
 利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用
 ⇒ 国・県・市・利水者
 土地利用と一体となった遊水機能の向上
 ⇒ 国・県・市
(持続可能な河道の流下能力の維持・向上)
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備
 ⇒ 国・県・市

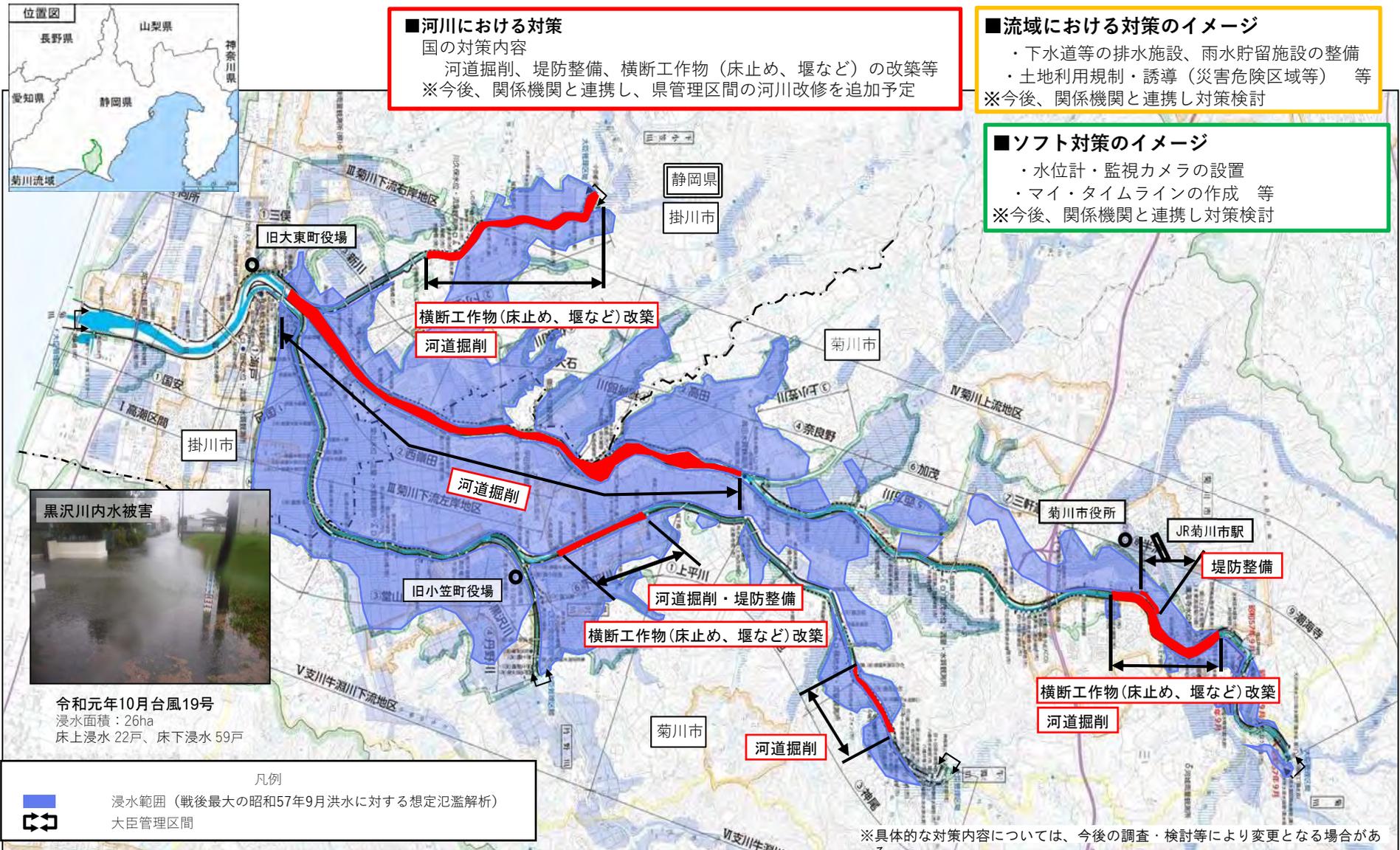


河川区域
(氾濫水を減らす)
 「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等
 ⇒ 国・県

河川区域
(氾濫水を早く排除する)
 排水門等の整備、排水強化
 ⇒ 国・県・市等

流域治水協議会での検討事項と今後の進め方(案)1/3

○令和元年東日本台風では、戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、菊川水系においても、事前防災対策を進める必要があることから、戦後2位の平成10年9月洪水を安全に流し、それを上回る戦後最大の昭和57年9月洪水と同規模の洪水に対して堤防からの越水を回避し、流域における浸水被害の軽減を図る。



流域治水協議会での検討事項と今後の進め方(案)2/3

1. 流域における土地利用などの現状把握
2. 河川における対策、流域における対策、ソフト対策
 - ・既存の事業化されているもの、今後実施する事業の目標と対策を収集、共有

3. 流域全体の対策検討及び各地区の対策検討
 - ・各事業者が主体的に事業を進めるため関連事業との連携を考慮した対策(案)として、各地区で治水対策、流域対策、ソフト対策を検討

4. 流域治水プロジェクトの策定
 - ・各地区で検討された対策(案)を基に、流域全体で取り組んでいく対策を決定し、流域治水プロジェクトを公表

5. 実施状況のフォローアップ
 - ・プロジェクトに位置付けられた対策の実施状況について協議会でフォローアップ

流域治水協議会での検討事項と今後の進め方(案)3/3

